

STOP! 児童虐待 子どもを守る 子どもをいじめないまちをいじめない

見すごすな 幼い子どもの SOS



虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

虐待と思ったらすぐお電話を

24時間
つながります

児童相談所
全国共通
ダイヤル

0570-064-000



お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童虐待問題は社会全体で解決しなければならない重要な課題です。

11月は児童虐待防止推進月間です。

なくならない

子どもへの虐待

今年も、子どもの痛ましい事件が、何度も新聞やテレビなどで報道されました。核家族化が進んだ現代、家庭不和や経済的困窮などの家族の問題が、子どもたちの生活にも影響を及ぼしやすい環境になっています。その中で、私たち一人ひとりが子どもの虐待を知り、できることを考え行動することが、子どもを守り、虐待をなくす大きな力になります。

児童虐待は、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な事態をもたらす人権侵害です。親が「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体が傷つく行為であればそれは「虐待」です。

親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

児童虐待の早期発見・再発防止には、地域の方々と関係機関の連携が欠かせません。今月は、子どもへの虐待を防ぐためにどつすればよいか、皆さんと一緒に考えます。

平成21年度 市の児童虐待の状況

対象者と虐待(疑い)の内容 ()内は20年度 単位:人

	乳幼児	小学生	中学生	高校生	合計
身体的虐待	2 (7)	3 (5)	2 (2)	0 (0)	7 (14)
心理的虐待	9 (2)	3 (6)	0 (3)	0 (0)	12 (11)
性的虐待	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ネグレクト	6 (11)	3 (6)	2 (2)	3 (0)	14 (19)
合計	17 (20)	9 (17)	4 (7)	3 (0)	33 (44)

子ども虐待防止 オレンジリボン運動



「オレンジリボン」には、子どもの虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちが込められています

連絡経路の内訳 ()内は20年度

単位:人

	家族	近隣など	児童委員	保育所	学校	その他	合計
通告	0 (1)	5 (12)	0 (1)	0 (1)	0 (5)	1 (0)	6 (20)
相談	1 (14)	3 (1)	1 (0)	4 (2)	6 (0)	12 (7)	27 (24)
合計	1 (15)	8 (13)	1 (1)	4 (3)	6 (5)	13 (7)	33 (44)

児童虐待の4つの分類

身体的虐待: 殴る・ける・首を絞める・火傷を負わせる・体を激しく揺さぶるなど

心理的虐待: 「生むんじやなかつた」「死んでしまえ」などのひどい暴言・兄弟間の差別・意図的な無視など。子どもに夫婦げんかを見せることも含まれます

性的虐待: わいせつな行為を強要したり、させたりする、あるいは見せるなど

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)
: 食事を与えない・ひどく不潔なままにする・自動車や家の中に置き去りにする・病気やけがをしても病院に連れていかないなど。一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬ振りをすることも含まれます

21年度の市の児童虐待の状況

上の表のとおり、20年度に比べて11件減っていますが、33件の通告・相談がありました。

経路別内訳では、前年度に多かった近隣からの通告や家族からの相談が減った反面、関係機関からの相談が増えました。年齢別では、乳幼児・小学生の年齢が小さいお子さんが多く、虐待の種類別でネグレクトが多いのは例年と同じ傾向です。

要保護児童対策地域協議会の取り組み

市では、虐待を受ける子どもを作らない・見逃さないことを目的に、19年3月に「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。この協議会では、適切な子どもの保護や家庭の見守り、支援のために必要な情報交換などを行い、毎年11月には講演会も開催しています。

今年度は、特に、学校・保育所など、児童のいる機関との連携強化に努めています。

「こんなときは相談・連絡を」「あなた」の実行が、子どもを虐待から守ります

子育て中の方へ: 子育ての悩みやイライラを抱え込みがちになります。友だちや家族など、だれかに気持ちを話す・解決の糸口が見つかるきっかけになります。近くにいるような人がいなければ、子育て支援課や児童相談所がお話を伺います。

虐待に苦しんでいる子どもさんへ: 何も悪くないのに日常的に殴られたり、食事をさせてもらえなかったり、兄弟差別がひどかったりしませんか。もし、そのようなことがあったら、無料の電話相談に電話をしてください。(家庭児童相談室 ☎0120 53 0170)

周りの方へ: 子育て中の親の話し相手になったり、あいさつや声かけをするなど、孤立しないように見守ってください。もし、可能なら継続して親子の話を聞いてあげなどのサポーターになってあげてください。また、子どもは自らの状況を判断し、訴えることがなかなかできません。「気になる親子」に気づいたときは、児童相談所などに連絡(通告)をお願いします。連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。

子どもを虐待から守るための5か条

- 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)(通告は義務≠権利)
- 「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場で判断)
- ひとり抱え込まない(あなたにできることから即実行)
- 親の立場よりも子どもの立場(子どもの命が最優先)
- 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

子育てに関する相談、虐待の連絡は

子育て支援課内線 1537

所沢児童相談所 2992

狭山警察署 2953

0110